

特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

高知県

令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が設けられていますので税額の算定にご注意ください。

また、経過措置に伴い、第6号の3様式「予定申告書」の記載欄を以下のとおり読み替えていただきますようお願いいたします。

【経過措置】

令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告税額の算定	
法人県民税 (法人税割)	前事業年度の法人税割額 × <u>1.9</u> ÷ 前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数 × <u>6.3</u>
特別法人事業税	前事業年度の法人事業税額(総額) ÷ 前事業年度の月数 × <u>2.3</u>

【第6号の3様式の読み替えについて】

読み替え箇所	読み替え前		読み替え後
②欄の左記 予定申告税額	① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	⇒	① × $\frac{\underline{1.9}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$
⑱欄左記 所得割額	④② × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⇒	④② × $\frac{\underline{6.3}}{\text{前事業年度の月数}}$
⑳欄左記 付加価値割額	④③ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⇒	④③ × $\frac{\underline{6.3}}{\text{前事業年度の月数}}$
㉑欄左記 資本割額	④④ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⇒	④④ × $\frac{\underline{6.3}}{\text{前事業年度の月数}}$
㉒欄左記 収入割額	④⑤ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⇒	④⑤ × $\frac{\underline{6.3}}{\text{前事業年度の月数}}$
㉔欄左記 特別法人事業 税又は地方法 人特別税額	②③ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⇒	<u>⑱</u> × $\frac{\underline{2.3}}{\text{前事業年度の月数}}$